

令和 5 年度

第 4 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 5 年 7 月 5 日(水) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 55 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（8 月 1 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

議案第 5 号 庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認について

議案第 6 号 農地法に基づく処分に係る審査基準等の一部改正について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸		○
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	松島 寛治		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 事	細川 美加	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	影山 和祈	○	
出張所長	森田 一徳	○		(比和出張所)			
主 任	沖田 普耶		○	出張所長	坂口 登		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	辻 健作	○		主 任	荻原 綾乃	○	

事務局長	ただ今より、令和5年度第4回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)本日は24番名越委員から欠席の届け出、6番増谷委員から遅参の連絡がありましたので、ご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。 (挨拶)
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は22名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。21番天根委員さん、22番青才委員さん、よろしくお願いいたします。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号24から33の10件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下省略) 以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。
4番木村委員	受付番号25について議案説明資料の譲渡人の住所が〇〇町となっているが、議案の住所は●●市となっている。●●市が正しいと思うので、訂正をお願いしたいと思います。
事務局員 (本庁)	受付番号25について議案説明資料の譲受人の住所は大阪市が正しいので、訂正をお願いします。
議長	ほかにございませんか。 (なしという声) ないようですので採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第3条の規定による許可申請」について、受付番号24から33の10件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。

事務局員 (本庁)	(なしという声) それでは受付番号 24 から 33 の 10 件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。 続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(8 月 1 日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 5 年 6 月期の申し出分については、「令和 5 年 8 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回は利用権設定の一般分が合計 18 件 59,493 m²となっております。農地中間管理事業分、7 件〇〇様へ 65,259 m²となっております。 以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。 皆様よりご質疑・ご意見等はございますか。 (なしという声) ないようですので採決に移らせていただきます。 「農用地利用集積計画(8 月 1 日公告)の決定」について、提案の通り決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。 続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について上程いたします。受付番号 24 から 28 までの 5 件について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概要) 受付番号 24 位置等：説明資料の 8 から 20 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金

	他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：都市計画区域の用途区域のため不要 受付番号 25 位置等：説明資料の 8 から 20 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：都市計画区域の用途区域のため不要 受付番号 26 位置等：説明資料の 8、12 から 23 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：都市計画区域の用途区域のため不要 受付番号 27 位置等：説明資料の 24 から 25 ページに記載 転用事由：電気工作物の徐却に伴う仮設道設置（一時転用） 資金計画：予算確保済み 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外不要 受付番号 28 位置等：説明資料の 24、26 ページに記載 転用事由：電気工作物の徐却に伴う仮設道設置（一時転用） 資金計画：予算確保済み 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外不要
--	--

議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。 何かございますか。 ほかに質問がありますでしょうか。 (なしという声) ないようですので採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第5条の規定による許可申請」受付番号 24 から 28 について申請のとおりに許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。 それでは、議案第4号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号 19 から 20 の2件について、事務局から説明をお願いします。 (説明 以下 概要)
事務局 (西城出張所)	受付番号 19 位置等：説明資料 27～28 ページに記載 潰廃事由：40 年前、鶏舎用地として整備していたが、現在は農機具庫が設置されている。 現地確認：現地は宅地化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
事務局 (口和出張所)	受付番号 20 位置等：説明資料 29～30 ページに記載 潰廃事由：34 年前から不耕作となっている。 現地確認：現地は笹、樹木が繁茂しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。
議長	以上で説明が終わりました。 何かご質問・ご意見等ございますか。
3 番堀江委員	受付番号 19 について、農機具倉庫が立っているのですか？
事務局 (西城出張所)	はい。農機具倉庫が立っております。

議長	ほかに質問がありますでしょうか。 (なしという声) ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請」について、受付番号 19 から 20 の 2 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。 続きまして、議案第 5 号「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認」について、市より意見を求められていますので上程いたします。 事務局より説明をお願いいたします。
農業振興課職員	本市では、農業振興地域整備計画の農用地利用計画において今後の農地利用の方針や農用地区域を定めており、農地転用等の場合においては農用地区域に含まれない土地として整備計画の内容を変更する必要があります。 その際には、農業委員会の意見を聞くことが法律で定められております。 今回の庄原農業振興地域変更計画は、除外申請が 35 件、筆数 76 筆、編入が 0 件、用途変更が 1 件、筆数 1 筆となっております。主な除外目的は、太陽光発電設備や農家住宅、駐車場、木質バイオマス発電用地等です。 位置番号 4.5 については、〇〇町の養鶏場跡地を木質バイオマス発電所とするものでございます。木質バイオマス発電は、森林整備の際排出される間伐未利用材を活用するものです。豊富な地域資源を利活用する計画となっています。 事業者は●●で、国内で広く事業展開をしています。(詳細は資料を基に説明) 位置番号 18 については、申請者の息子が経営する林業会社の規模拡大のため、事業所に隣接する農地を製材所、資材置き場等に活用するものです。(詳細は資料を基に説明) 位置番号 21 については、飼育する牛の頭数の増加に伴い、たい肥舎を新設するため、用途区分変更を行うものです。 手続きが順調に進みましたら 9 月中下旬には手続きが完了する予定です。 具体的な事務フローは資料をご覧ください。 説明は以上となります。
議長	以上で説明が終わりました。資料を少しの間お目通しください。

	皆様よりご意見・ご質問を受け付けます。何かございますか。
5 番三吉委員	バイオマス発電の関係ですが、すでに地元説明がされ、市が意向を把握しているのか。運転開始年度はいつなのか。総括事業費の額、また、単独事業なのか補助事業なのか教えてください。
農業振興課 職員	地元説明の有無については、既に業者のほうから説明会を開催しておられました。了解を得て地元も賛成されておられると聞いております。運転開始時期ですが、工事期間は、許可後から 2026 年 11 月 30 日までを完了予定としております。事業費ですが、現在市の補助が入るというような話は把握をしておりません。ただ、市が関与しているものとしましては、今年 1 月 30 日付けで、「災害時における電気自動車による電力供給に関する協定書」を市と締結しております。なお、総事業費の確認はしておりません。
18 番前田委員	発電の元となるものはチップだけですか。
農業振興課 職員	基本的には、未利用となった間伐材のチップを利用したものとなります。
18 番前田委員	基本的ということは、ほかにもあるということ？
農業振興課 職員	木質チップを乾燥熱分解してガス化をし、エンジンを回す仕組みとなっています。
1 番植木委員	チップをガス化すると何のガスになるんですか。タンクの数、容量はどうなっているのでしょうか。
農業振興課 職員	手持ちの資料にタンクの大きさ等がありませんので、後日伝えさせていただければと思います。
1 番植木委員	水素を含んだ生成ガスとなっているが、正式名はわかりますか。
農業振興課 職員	申し訳ございません。また、後日資料をお渡しできればと思います。
議長	どのように渡されますか？

農業振興課 職員	ガス化の名称とタンク等について、ペーパーで農業委員会を通じてお渡しできればと思います。
議長	農業委員会へ提出ください。 ほかにございませんか。 地元のご意見はいかがでしょうか。
3 番堀江委員	地元の同級生に話を聞いたところ、地元への説明はだいぶ前に聞いたと聞いている。全員賛同している。反対する要素は全くないということで、〇〇町は賛成しているようです。また、よその工場への視察にも言っているとのこと。ひとつ懸念されるのは、チップの工場ですので、ガチャガチャ音が出るのではないかと思います。発電は24時間なので、深夜でも音が発生するのではないかとはいわれます。庄原初の木質バイオマス発電ということで、雇用も生まれますし、良いことだと思います。
議長	ほかにございませんか。 それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更の承認」について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、承認されました。 それでは、議案第6号「農地法に基づく処分に係る審査基準等の一部改正について」を上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局職員 (本庁)	今回の改正は、令和5年3月28日付けで県の「農地法事務処理ガイドライン」の改正が行われました。今回の審査基準の改正は、広島県に準拠し改正を行うものです。なお、農地法3条許可の下限面積の廃止については、3月5日総会で改正済みですので、それ以外の部分を改正するものです。改正の概要は、改正に伴う法律名の変更などに対応した修正と表現説明の見直しのみです。 施行日ですが、令和5年7月5日付けで施行し、令和5年8月総会の新規分から適用するとしております。以上説明を終わります。ご審議のほど宜しくをお願いします。
14 番藤原委員	この改正は、県から準則で通達されたものを整理したのですね。庄原市独自のものはなく、まったく準則を整理したということですね。

事務局職員 (本庁)	そのとおりです。
5 番三吉委員	実務に影響のある下限面積については、すでに改正し、1 m ² から 0K よと。それ以外の部分については、議案の語句等を整理した。実務上、新たに増えたものとか、変更したものはないと解釈してよろしいですね。
事務局職員 (本庁)	全く広島県のガイドラインと同じです。一部基盤法の改正に絡む転用の部分があるので、地域計画に支障がないように転用許可を行っていくということはあるが、それ以外は、内容等今までの庄原市のものと変更はありません。
5 番三吉委員	未策定の庄原市では、地域計画における制限をうけるのでしょうか。
事務局職員 (本庁)	地域計画が公告されると、その時点で、農振と同じで、農地法の転用許可も制限を受けることになります。なので、公告されるまでは、影響はありません。
議長	これだけの分厚い資料を読んでの採決は難しいと思いますが、一応採決を行います。 議案第 6 号「農地法に基づく処分に係る審査基準等の一部改正について」申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。 挙手全員、申請のとおり承認することに決定されました。 以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	・会長報告 引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。 (その他事項について資料にて説明) ・拡大役員会について ・農地利用最適化推進委員候補者の選考について ・地域計画について 報告を行った。

以上事務局からの報告・協議でした。

みなさんからご質疑、意見等がございますでしょうか。

皆様の方から何かございませんか。

(なしという声)

以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、第4回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時55分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和5年7月5日

議 長
(道下 和子) _____

21 番委員
(天根 公昭) _____

22 番委員
(青才 弘江) _____